

## 函館市小学校入学祝金支給事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、子育て世帯への支援の一環として、市を挙げて小学校または義務教育学校の前期課程への入学をお祝いするため、市が祝金（以下「入学祝金」という。）を支給することを目的とする。

### (支給対象者)

第2条 入学祝金の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 次条に定める対象児童の保護者であって、当該対象児童が小学校または義務教育学校の前期課程に入学した年の5月1日（以下「基準日」という。）現在において本市に住所を有し、当該児童を養育するものとする。ただし、日本に国籍を有しない者であって、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないものを除く。
- (2) 特段の事情により前号に相当すると市長が特に認める者

### (対象児童)

第3条 対象児童は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 前年の4月2日から当該年の4月1日までの間に満6歳に達した児童（以下単に「児童」という。）であって、基準日現在において本市に住所を有するものとする。ただし、日本に国籍を有しない者であって、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないものを除く。
- (2) 特段の事情により前号に相当すると市長が特に認める者

### (入学祝金の支給等)

第4条 市は、第2条の規定による支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、入学祝金を支給する。

2 入学祝金の額は、対象児童1人あたり10万円とする。

### (申請不要の支給の方式)

第5条 市長は、児童手当を本市から受給している者または前年度の市の子育て世帯に係る給付金の受給者であった者であって、基準日において本市に住所を有しているものに対し、入学祝金の支給の事前通知を行い、受給の意向を確認し、同意を得た上で、入学祝金の支給を決定し、別記第1号様式の通知書により通知するものとする。この場合において、支給対象者は、支給を希望しない場合は、別記第2号様式の届出書により届け出なければならない。

2 市長は、前項の支給の決定がされた後、次の各号のいずれかの方式により、入学祝金を支給する。この場合において、第2号に掲げる方式は、支給対象者が金融機関に口座を開設していないことなど、第1号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り認めるものとする。

(1) 児童手当または市の子育て世帯に係る給付金の振込時における指定口座に振り込む方式

(2) 支給対象者が市に別記第3号様式の届出書を提出し、市が指定する窓口で現金により支給する方式

3 支給対象者は、前項第1号の指定口座の口座情報に変更があったときは、別記第3号様式の届出書により届け出を行うものとする。

4 市長は、前項の届出があったときは、当該届出書に記載された変更後の指定口座に入学祝金を振り込むものとする。

(申請による支給に係る申請受付開始日および申請期限)

第6条 申請による入学祝金の支給に係る市の申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

2 申請期限は、申請受付開始日から3か月以内とする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(申請による支給の方式)

第7条 申請により入学祝金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記第4号様式の申請書（以下「入学祝金申請書」という。）により申請を行わなければならない。

2 申請者による申請およびこれに基づく市による支給は、次の各号のいずれかの方式により行う。この場合において、第2号に掲げる方式

は、申請者が金融機関に口座を開設していないことなど、第1号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り認めるものとする。

- (1) 申請者が入学祝金申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式
- (2) 申請者が入学祝金申請書を郵送により市に提出し、市が指定する窓口で現金により支給する方式

3 前項の申請には、運転免許証、健康保険証等の写しの本人確認書類および金融機関の通帳またはキャッシュカード等の写しを添付して提出しなければならない。

(支給の決定等)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、内容を確認の上、支給の可否を決定し、支給を決定したときは別記第1号様式の通知書により、不支給を決定したときは別記第5号様式の通知書により、それぞれ当該申請者に通知するものとする。

(申請書の補正が行われない場合の取扱い)

第9条 市長が前条の規定による支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、市が定める期限までに申請書の補正が行われないとき、その他申請者の責めに帰すべき事由により入学祝金を支給できなかつたときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により、またはこの要綱の定めによらないで給付金の支給を受けた者があるときは、入学祝金の支給の決定の全部または一部を取り消すとともに、期限を定めて入学祝金の返還を命ずるものとし、別記第6号様式の通知書により通知するものとする。

(受給権の譲渡または担保の禁止)

第11条 この要綱は、入学祝金の支給を受ける権利を譲り渡し、または担保に供してはならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

小学校入学祝金支給決定兼口座振込通知書

函館市小学校入学祝金については、次のとおり支給を決定し、  
口座への振込手続きをいたしましたので、通知します。

記

丁

支給決定金額		
支払日		
振込口座	金融機関名	
	支店名	
	口座種別	
	口座名義人カナ	
	口座番号	
対象児童名		

様

函館市子ども未来部子ども企画課  
電話

年 月 日  
函館市長

お問い合わせ

函館市子ども未来部子ども企画

電話

注意事項

- 受取口座への振込ができなかつた場合は、別途ご連絡いたします。
- この場合、次の振込まで1か月程度かかる場合がありますので、ご了承ください。
- 本祝金の支給後に、申請内容に虚偽があつた場合や、支給要件に該当しないことが判明した場合、本祝金を返還していただくことになります。
- 口座の解約等により本祝金が受取口座に入金されなかつた場合、新しい口座の情報を、年、月末までに必ずご連絡ください。年、月末までに振込できなかつた方は、本祝金が受給できなくなります。

函館市小学校入学祝金受給拒否の届出書

函館市長 様

- 1 私は、函館市小学校入学祝金の受給について拒否することを届け出ます。
- 2 本届出により、函館市小学校入学祝金の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

年 月 日

届出者住所

届出者氏名

届出者連絡先 ( )

本人確認書類貼付箇所

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し等、  
本人確認書類を貼付してください。

別記第3号様式(第5条関係)

函館市小学校入学祝金支給口座登録等の届出書

函館市長 様

下欄の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、届け出ます。

記入日	年 月 日
-----	-------

1 届出者

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所
( )	昭和・平成 年 月 日	電話 — —

2 受取口座

指定の金融機関口座(原則、1の届出者の口座とします。)への振込みを希望

金融機関名	支店名	分類	口座番号 ※右詰めでお書きください。	口座名義(フリガナのみ) ※「1届出者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信連	本・支店 本・支所 出張所	1.普通 2.当座	支店コード	
金融機関コード				
4.信連				

※ ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※ 長期間入出金のない口座を記入しないでください。

3 誓約・同意事項

函館市が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により  
支払が完了せず、かつ、申請期限の3か月後までに、市が届出者に連絡・確認できない  
場合に、函館市小学校入学祝金が支給されないことに同意します。

裏面もございますのでご確認ください。

#### 4 添付書類

### ①本人確認書類貼付箇所

※ 運転免許証, 健康保険証,  
マイナンバーカード(表面),  
年金手帳, 介護保険証,  
パスポート等の写し等,  
本人確認書類を貼付してください。

### ②受取口座貼付箇所

※ 通帳やキャッシュカードの写し等,  
受取人口座の金融機関名・  
口座番号・口座名義人を確認できる  
部分の写しを貼付してください。

別記第4号様式(第7条関係)

年度 函館市小学校入学祝金申請書(請求書)

住所						
世帯主氏名						
			受付年月日	整理番号		
			記入日	年 月 日		

函館市長 様

裏面の①～⑦の誓約・同意事項に同意し、下記のとおり申請します。

(1) 申請・請求者氏名

電話

(フリガナ) 申請者氏名	( )	生年月日 昭和・平成 年 月 日	現住所
-----------------	--------	------------------------	-----

(2) 入学祝金申請児童 ( 年4月2日～ 年4月1日までに出生した児童 )

	氏名	生年月日		氏名	生年月日
1			4		
2			5		
3			6		

(3) 受取口座 ( 必要事項を記入してください。 )

指定の金融機関口座(原則、(1)の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望

金融機関名		支店名		分類	口座番号		口座名義(フリガナのみ) ※申請者の名義となります。 ※通帳の表記に合わせてください	
		1 銀行 2 金庫 3 信組 4 信連	5 農協 6 漁業 7 信漁連		本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		
金融機関コード			支店コード					

※ ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※ 長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※ 金融機関口座を開設できないなど、どうしても口座による受け取りができない方に限り現金支給を選択できますので、お問い合わせください。

裏面もございますのでご確認ください。

(4) 提出書類

## ①本人確認書類貼付箇所 ※申請者全員

※ 運転免許証、健康保険証、  
マイナンバーカード(表面)、  
年金手帳、介護保険証、  
パスポート等の写し等、  
本人確認書類を貼付してください。

## ②振込口座指定者 ※(3)の選択者のみ

※ 通帳やキャッシュカードの写し等、  
受取人口座の金融機関名・  
口座番号・口座名義人を確認できる  
部分の写しを貼付してください。

※ その他追加提出書類が必要な方(下記に該当する方は提出書類の写しを同封してください。)

- 里親の方 … 委託・措置決定通知書の写しなど  
 ○ その他養育者の方 … 対象児童の実親の状況がわかる資料や申立書

以下の誓約・同意事項をお読みになり、同意のうえ申請してください。

### 【誓約・同意事項】

- ① 函館市小学校入学祝金(以下「入学祝金」という。)の支給要件に該当します。
- ② 入学祝金の支給要件の該当性などを審査等するため、函館市が必要な住民基本台帳情報、児童手当や児童扶養手当、特別児童扶養手当のほか、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ この申請書は、函館市において支給決定をした後は、入学祝金の請求書として取り扱います。
- ⑤ 函館市が支給決定した後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、申請期限の3か月後までに、函館市が申請・請求者に連絡・確認できない場合、入学祝金が支給されないことに同意します。
- ⑥ 入学祝金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や入学祝金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。
- ⑦ 同一児童について、入学祝金を受給済みではありません。  
(受給していた場合には、入学祝金を返還します。)

別記第5号様式（第8条関係）

年　月　日

（申請者住所）

（申請者氏名） 様

函館市長

印

函館市小学校入学祝金不支給決定通知書

先に申請のありました函館市小学校入学祝金について、下記のとおり不支給を決定しましたので通知します。

記

不支給の理由	<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日現在において、本市に住民登録がないため <input type="checkbox"/> 児童の養育要件に該当しないため <input type="checkbox"/> その他（ ）
--------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別記第6号様式（第10条関係）

年　月　日

（申請者住所）

（申請者氏名） 様

函館市長

印

函館市小学校入学祝金支給決定取消および返還通知書

年　月　日付けで支給の決定をした、函館市小学校入学祝金については、下記のとおり、支給の決定の全部または一部を取り消したので、返還されるよう通知します。

記

取消しの理由	
支 給 済 額 (取消後支給決定額)	円 (　　円)
返 還 金 額	
返 還 期 日	年　月　日